

畠地化促進事業取組要望書

令和 年 月 日

村上市農業再生協議会長 殿

要望者（耕作者）

住 所

氏 名

連絡先

畠地化促進事業について下記の通り要望します。

記

1. 要望する取組

- 畠地化支援
- 定着促進支援
- 土地改良区決済金等支援

※ 畠地化支援・定着促進支援の両方もしくは畠地化支援のみを受給することはできますが、定着促進支援のみを受給することはできません。

2. 定着促進支援の交付方式

- 一括
- 分割

3. 取組実施農地

別紙のとおり

4. 確認事項

- 本事業を活用した農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。
- 借り受けて耕作している農地で畠地化に取り組む場合は、土地所有者の同意が必要です。
また、畠地化することについて、土地改良区等の関係者の同意が必要です。
※今回は要望調査のため、関係者（土地所有者等・土地改良区）との調整が完了している必要はありません。
- 定着促進支援の交付後5年以内に対象作物の作付・販売の実績がないことが確認された場合、
または適切な生産*が行われておらず交付対象とならないことが明らかになった場合は交付金の返還
等をする必要があります。（自然災害等のやむを得ない要因であると認められた場合を除く）
- 本事業は申請内容をふまえて審査し、予算の範囲内で支援対象者が決定される交付金事業です。
要望書は事業の決定を約束するものではありません。

*交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られる
ように生産することが原則です。

また、適切な防除等を通じて近隣は場の作物の品質や収量に影響を与えないよう配慮する必要があります。

交付申請予定農地

氏名

※同じ農地内で複数の作物を作付けする予定である場合、作物毎に行を変え記入してください。

※加工・業務用の野菜及び果樹の作付を行う予定の農地の場合、加工・業務用の欄にチェック(√)を付けてください。

※予定の段階で構いませんので、作付作物は具体的な作物名を記入して下さい。